

(小山)「工業酒類製造の確立と是に伴ふ税法の改正に就て」原徳治氏の教を乞ふ 1229

「工業酒類製造の確立と是に伴ふ税法 の改正に就て」原徳治氏の教を乞ふ

小 山 長 四 郎

掲記標題の原氏の論文に關し、その愕々の論陣に對しては何時もながら敬意を表したい。併し一讀再讀するに及んで尠からぬ疑問の生ぜざるを得ず、愚見を陳じて教を乞ひたいと思ふ。

租税論から發足して現在の内國酒税及酒精含有飲料税に關する問題は次の3點に濃縮できるといふ。⁽¹⁾

(1) 現在の課税法たる造石税は滓引減量又は貯藏減量にも課税する結果となるを以て庫出税に改むるの可否。

(2) 課税物件たる酒類の分類法は現在の方法にして不公平なる結果を來さざるか。

(3) 酒專賣を實行する可否。

(1)及び(3)に就ては世上既に論議に上提せられつつあるも、(2)は殆んど等閑に附せられてゐるに近い。原氏が此の問題を採上げて酒造業が現今陷没しつつある苦惱の原因及びそれからの救済及脱出策なりとして論ぜらるる慧眼には敬伏せざるを得ない。併し氏の行論、餘りに自家主張を積極的に基礎附けんためか尖鋭に過ぎたる憾なしとせず。若し氏が冷靜に且細心に現在の酒造技術とその經濟性に解剖刀を下されたならば、あのやうに澤山の被害者を出さずして止んだであらう。筆を持つ人餘りに筆法はやる時悉く殺人劍となる。警愼すべきであらうと思ふ。以下順次愚見を述べて辯明の具とする。

(1)

原氏の第一聲は酒造家よ覺醒せよであるが、その内に説かるる炭素使用量の Super Ultra Modern な例は、若しありとしても極度に少數にして曉天の星の如きであらうと考へらるる。近年スポーツが流行し産業能率が提唱せられてから記録破りが衆人の喝采を搏すため殊更に記録破りの數字のみを提示して世人の注目を吸引せんとする傾向がある。この反面にこれを非難するの材料とせられる。しかし是等 Super Ultra なるものは一種の特異現象であり、心理的に言へば刺戟作用を一方的に昂揚せる Record Mania の一種の心理的倒錯状態なのである。もとより新流行とか新傾向とかは一度は極端迄ゆかずしては止まぬ。而して自然的に落付く所點に落付くものと思ふ。本年の醸造試験所の新酒調査書によれば、一時は何處迄ゆくか見當のつきかねた原料米精白競争が大體5割見當に平均してきたとある點からして炭素問題も過不足なき安定性の程度に終局的に落着するであらう。極大と極小との平均値ではなく、巨數的或は大數的平均値なるものは案外平凡且陳套なものであらうと考へらる。炭素使用量また然りではないだらうか。

(2)

原氏は酒造家よ自ら生くる工夫をなせと叱呼せられるが、後述の如き未曾有の農業恐慌裡に沈湎して全國大多數の農村所在酒造家はあらゆる知識を吸収し動員して自ら生くるための術策となした蛋白濁濁や變味返品率の昂上を耐へ忍んでまで4段掛を敢行した所以のものは溺るる者藁をも攔まんとする死闘の一象徴でなくて何か。對品評會策また然りである。

近代産業文明の副産物は廣告術の異常な進歩發達に指摘できる。虚偽の廣告たる Propaganda に對し眞正の廣告たる Publicity の社會に及ぼす影響は、(1)商品信用の創造扶殖(2)非商品の商品化(3)大生産の需要創造(4)生産品價格の低下(5)文化普及の助長(6)商品徑路の變更である。⁽²⁾特に最初の3項は決して閑過し得ない廣告の性能である。此の場合引合に出すは恐縮であるが、許して頂くとして大倉氏の酪酒月桂冠を例とする。灘に一籌を輸する伏見にあつて此く迄進展し全國津々浦々農夫でも漁夫でも將又樵夫の唇邊迄上るに至つたのは、けだし廣告術の玄妙を驅使したからであらう。しかし是等先覺者は宣傳機關即廣告媒體として日刊大新聞を主として利用した。けだし是等廣告費は優に巨萬の額に上つた。こは群小酒造家のよくする處ではない。いかにお坊ツチャン酒造家なりと雖も算盤の術丈は知つてゐるが、彼等の頭腦には廣告のいかに偉力あるものなりや深酷に刻印せられたのであつた。此の酪記せられた印象を具體化すべく促進劑といふか觸媒といふか有力なる機關をお坊ツチャンは發見した。これ即ち廣告媒體としての品評會の意義である。廣島、熊本、福岡等の西日本酒が而して秋田、新潟等の東北日本酒が天下に紹介せられ且進出し來たのは、何れも全國品評會を徑路とした。換言すれば全國品評會が廣告媒體となりて、世に Cryer の役目をつとめてくれたからである。廣告戰、宣傳戰において何が最緊切かと言へば、宣傳機關即廣告媒體の良非撰擇如何にかかつてゐる。若し媒體にして如何がわしい者なら世間大衆は眉唾物なりと考へる。しかし日本釀造協會の如き或は各支部の如き堂々たる機關がその媒體たる時これ以上の豪華と信用のおけるものは世に皆無である。で、酒界の花形連の進出を見且廣告力の偉大性を印象づけられてゐた際であり且日刊大新聞に廣告するの巨費の萬分の一にも足らぬ費用で進出の機會に恵まれる故各酒造家は自ら進んで品評會酒釀造へと邁進したのである。同時に此の傾向を助長するものとして經濟不況のため敗路杜絶且狹隘化せる農村地帯より、ボイラーと鐵槌の音喧しき都會への進出の希望、同時に酒造學術の進歩と普及化、生産裝備の改良(竪式精米機、タンク、簡易冷蔵等々)、指導機關の整備と有能化が陰に陽に合流助成してこれを可能ならしめたものと思ふ。酒造技術の進歩且普及化なくしては、いかに自家商品の信用の創造、商品としての進出且生産額増加等の媒介原因となると考へても品評會酒釀造には大方の業者は自ら乗出すの勇斷心はなかつたものと考へる。

原氏はお坊ツチャン酒造家と嘲笑輕侮せられるが、彼等こそ近代經濟戰とその武器に啓蒙せられ自らの生存維持のためあらゆる知識、動機を吸収し利用し最小の費用を以て最大の効果を獲得せんものと苦闘しつつある近代的經濟人である事を力説したい。原氏は「總て指導的立場にある學者技

(小山)「工業酒類製造の確立と是に伴ふ税制の改正に就て」原徳治氏の教を乞ふ 1231

術家が經濟を没却して自らの名聲を博せんがためお坊チャン酒造家を煽つたためである」と大聲叱呼せられるが、お坊チャン酒造家こそ近代人的感覺を以て自家進出の機を覘つてゐるものであり、却て氏の言こそ近代商業戦線に活躍する者の心理に徹せざるための論ではあるまいか。

誤解を避けるため一言したいことは、品評會を以て宣傳機關と利用することの態度の可否、或は品評會の趣旨は本來斯様なものに非らずとして反撃せられるかも知れぬ。しかし余は品評會の歴史的社會的見地から即ち結果といふか効果といふかその評論であることを斷つておきたい。社會的に活動する機關(Organisation)はその生長の過程においてその誕生の本來の使命趣旨から逸脱し種々の副作用副産物を社會的に發生せしめるものである。その善惡論をなすのではない。余は單に品評會と酒造家の動向を結果論的に Review したに止まる。

(3)

次に主問題たる課税物件たる酒類の分類法は現在の方法にして不公平な結果を來さざるか否かである。

余は「古い税は良税なり」との説を必らずしも信捧するものではないが、原氏の主張せらるる如く「酒税、酒精及酒精含有飲料税、麥酒税を統制合一單一化して致酔飲料税に改訂する」には賛成することはできぬ。その第一の理由は、現在の酒造業の苦悶窮迫は原氏の指摘せらるるが如き酒造家のお坊ツチャン化に端を發するものではない、又燒酎麥酒が清酒の領域を而して新日本酒が清酒の地位を奪つたためでもない(外形的に見れば前記飲料が清酒の領域を蠶食しつつあるが)。余は曾て説明した如く酒税が他の物價の低落に超然として餘り高率であるためである、次に酒造家の數が餘りに數多くして酒税の轉嫁が不可能であるといふ内外の二大原因によるためと思ふのである。次に此の點を説明してみたい。

酒造免許税を廢して一般の營業税法によらしめ以て國庫の財源を補はんとした明治29年の酒税法改正の精神は、「産額の多くして而かも人生の必需品にあらずる酒類」の税をして行政者の政策に應じておよそ緊急なる税收入の必要なる時は常に酒税の課税率を引上げしめ得るにあつた。かくして酒造業は又實際數次の増税にも耐へてきたのであつた。こは他面酒類が人生の必需品であることを證明すると共に、日本資本主義生産制の發達に伴つたインフレーション即物價騰貴がこれを許してゐたからである。したがつて物價が騰貴せず又は却て低落する場合酒税は負擔し得ない重荷となつて消費者に又は酒造業者に押被つてくる。さて大正15年3月法律第14號による石當40圓といふ酒税増徴以來日本產業界は如何相成つたか。

1929年即昭和4年秋に始つた米國恐慌をトップとして世界各國を席捲した經濟恐慌はその深さと範圍の大なると且長年月に亘る點において古今未曾有であつた。まづ米國について若干の基礎的數字をあけて見ると聯邦準備局調の工礦生産指數は1929年の平均119(1923~25年平均を100とする)から1932年の平均は64に落ちた。即ち約半減した。また米國商務省の調査によると、國民所得總額は

1232 (小山)「工業酒類製造の確立と是に伴ふ税法の改正に就て」原徳治氏の教を乞ふ

1929年の823億弗から1933年には468億弗に減つた之亦半減に近い。而してこれは俸給及賃限が527億弗から293億弗へ、其他の所得（配當金、利息、賃貸料の計）が158億弗から96億弗へそれぞれ減つたためであつた。更に聯邦政府の所得税収入を見ると、之は1929～30年の約24億1千萬弗から1932～3年度には約7億5千萬弗と實に1/3以下に減つた⁽⁴⁾。我國のをあけて見る。最近のを算出提示すべきであるが、今手許にないので概観だけに止むるも、昭和4年末の金解禁以後の我金融産業兩界を襲ふたデフレーションと物價暴落の影響は未だに吾人の記憶に生々しい程深刻であつた。これら重壓に堪へかねて且同時に昭和6年9月英國の金本位制離脱を追ふて同年12月我國も金輸出再禁止を斷行せざるを得なくなりたる事は今更繰返す迄もない。英米兩國と我國の工業生産指數を擧げてみるならば、米國程極端でないとしてもいかに産業界が苦惱したか判明するだらう。⁽⁵⁾（昭和3年を100とす）

年 次	日本	米國	英國
大 正 13	100.6	85.6	94.8
14	100.4	93.7	—
昭 和 1	105.3	97.3	—
2	107.1	95.5	101.2
3	106.4	100.0	100.0
4	107.4	107.2	106.0
5	94.1	86.5	97.9
6	87.4	73.0	88.8
7	90.1	57.7	88.4
8	96.9	68.5	93.5
9	103.2	64.9	102.2

しかし工業生産指數のみでは充分でない。鐵道貨物輸送額、外國貿易額等参考とすべきだが割愛する。而して我國について言へば、昭和6年9月18日柳條溝の鐵道爆破事件は滿洲事變の導火線となり、上海事變、國際聯盟脫退、自主的軍擴となりて軍需工業景氣は、他方低爲替による商品の對外的氾濫となり工業生産指數の變態的上昇を現象するに至つた。しかし此の上昇は全面的ならずして、局部的跛行的なる此の點大いに割引して考ふる必要がある。尙一步進んで考ふるならば、1929年以來の世界經濟恐慌は、まず農業の過剰生産に始り、農產品價格の暴落に依る農村購買力の激減となり、これが工業部門に反作用する徑路をとつてきたのである。我國農業恐慌の直接原因は、世界恐慌、濱口内閣の金解禁・緊縮・合理化政策及び農產物過剰の三つに要約できる。昭和7年迄であるが米及び生絲の價格をあけてみる。⁽⁶⁾

農 産 物 價 格 調 査

年 次	米(1月中内地米上中下平均)	生絲(橫濱市場現物)	小麥(英城3等)
大 正 14	円 39.21	円 205.30	円 11.30
昭 和 1	37.65	192.40	10.20
2	34.10	141.30	7.50

3	31.20	131.10	8.25
4	28.11	135.60	7.45
5	26.90	117.40	7.70
6	17.39	70.80	4.80
7	21.46	67.20	5.25

次に農林業純所得をあけてみる。⁽⁷⁾(単位千圓)

年 次	所 得 額	指 数	年 次	所 得 額	指 数
大 正 8	3,897,775	100	昭 和 1	2,828,196	73
9	3,285,109	84	2	2,588,417	66
10	2,940,801	75	3	2,683,485	69
11	2,852,807	73	4	2,574,477	66
12	2,887,695	74	5	1,789,119	46
13	2,788,002	72	6	1,200,169	31
14	3,361,609	86			

以上の数字を見ると我國農村悲況の深刻さが判明すると同時にその物價急奔落と共に農村購買力の半減下が判明する。大正15年即酒税40圓の現行率に引上げられた年次と昭和6年を比較してみる時米價は20.26圓の減價で大正15年を10割とすればその約4割5分、生絲價は121.60圓減で3割7分にしかあたらず。農林業純所得からすれば指數73對31で半減以下である。殊に農村の主要現金收入減の主因は絲價暴落である。余の住居縣たる群馬縣においては酒價は生絲價と同步調で騰落すると父親から數へられたものであるが、絲價が大正15年に比しわずか3割7分にしか當らずに至つては農村酒造業の悲慘事今更贅言を要しないであらう。さて内閣統計調査局の家計調査書によつて嗜好品殊に酒煙草の家計支出における地位並に對照的に諸他の經費との比率を見る。昭和6年度であるらしい。⁽⁸⁾

給料生活者家計收入階級別1世帯1箇月平均實數支出内譯

	總 數	60圓未滿	80圓未滿	100圓未滿	120圓未滿	140圓未滿	160圓未滿	180圓未滿	200圓未滿	200圓以上
實 數										
世帯總數	1,575	9	112	255	254	290	217	151	131	156
米麥費總額	13.79	11.05	11.07	12.21	12.90	13.94	13.98	15.68	15.18	16.35
住 宅 費	22.84	9.41	12.47	15.70	19.57	22.51	24.61	26.42	30.98	35.90
被 服 費	17.18	6.79	9.54	11.72	14.06	16.77	18.62	21.34	22.70	27.35
嗜好品總額	7.70	3.10	4.13	5.37	6.61	7.56	8.46	9.21	10.05	11.90
内 煙草類	1.46	0.57	1.15	1.24	1.34	1.35	1.66	1.67	1.81	1.71
内 酒 類	1.98	1.13	1.04	1.52	1.84	2.01	2.27	2.32	2.38	2.57
比 例										
米 麥 費	11.09	20.42	15.90	14.18	12.49	11.59	10.53	10.26	9.15	8.26
住 宅 費	18.37	17.39	17.91	18.23	18.96	18.72	18.53	17.29	18.67	18.15
被 服 費	13.82	12.55	13.70	13.61	13.61	13.95	14.02	13.97	13.68	13.83
嗜好品總額	6.19	5.73	5.93	6.24	6.40	6.29	6.27	6.03	6.06	6.02
内 酒 類	1.59	2.09	1.49	1.77	1.78	1.67	1.71	1.52	1.44	1.30
内 煙草類	1.17	1.05	1.65	1.44	1.30	1.13	1.25	1.09	1.09	0.86

勞 働 者

		總 額	60圓未滿	80圓未滿	100圓未 滿	120圓未 滿	140圓未 滿	160圓未 滿	180圓未 滿	200圓未 滿	200圓以上
實 數	世帶總數	3,210	191	621	968	658	398	188	98	47	41
	米麥費總額	14.85	12.66	13.77	14.44	14.98	15.92	17.20	17.47	16.51	19.65
	住 宅 費	14.42	7.42	10.04	12.71	16.16	18.42	20.12	23.41	25.19	27.68
	被 服 費	11.87	5.12	7.99	10.29	12.80	15.36	18.21	21.29	24.34	24.36
	嗜好品總額	6.51	3.88	4.89	6.12	6.64	7.72	9.42	9.92	10.61	12.56
	內 煙草類	1.27	0.96	1.10	1.30	1.23	1.29	1.65	1.76	1.55	2.18
	內 酒 類	2.56	1.58	1.85	2.38	2.56	3.16	3.97	3.89	4.01	4.95
比 例	米 麥 費	16.25	24.10	20.35	17.56	15.30	14.20	13.39	12.29	10.68	11.08
	住 宅 費	15.78	14.13	14.84	15.46	16.51	16.43	15.66	16.48	16.30	15.61
	被 服 費	12.99	9.75	11.81	12.51	13.07	13.70	14.17	14.98	15.75	13.74
	嗜好品總額	7.12	7.39	7.23	7.44	6.78	6.89	7.33	6.98	6.87	7.13
	內 酒 類	2.80	3.01	2.73	2.89	2.61	2.82	3.09	2.74	2.60	2.79
	內 煙草類	1.39	1.83	1.63	1.58	1.26	1.15	1.28	1.24	1.00	1.23

農 業 者

		總 數	自作農	自作兼 小作農	小作農	60圓 未滿	80圓 未滿	100圓 未滿	120圓 未滿	140圓 未滿	160圓 未滿	180圓 未滿	200圓 未滿	200圓 以上
實 數	世帶總數	670	132	330	208	106	136	163	117	69	38	21	5	15
	總 人 員	3,905.31	782.44	1,956.43	1,166.44	458.52	770.94	950.39	738.82	452.29	255.84	135.23	32.80	110.47
	1世帶當平均	5.83	5.93	5.93	5.61	4.33	5.67	5.83	6.31	6.55	6.73	6.44	6.56	7.36
	米 麥 費	26.40	27.03	26.77	25.41	18.45	23.63	25.96	29.42	32.86	32.68	32.63	29.85	33.46
	住 宅 費	14.64	18.63	14.98	11.54	7.97	10.65	14.31	16.26	19.51	23.20	24.21	26.09	27.24
	被 服 費	7.59	9.32	8.17	5.59	4.50	5.53	7.19	8.61	9.63	12.22	12.08	12.26	15.68
	嗜好品總額	4.33	4.81	4.43	3.88	2.85	3.57	4.38	4.59	5.01	6.13	6.61	5.45	7.82
	內 酒 類	1.90	2.10	1.89	1.79	1.23	1.50	1.89	2.04	2.36	2.69	3.16	2.16	3.26
比 例	內 煙草類	0.57	0.62	0.57	0.53	0.45	0.54	0.58	0.57	0.46	0.86	1.01	0.91	0.55
	米 麥 費	27.39	24.65	26.60	31.27	30.86	31.17	27.90	27.32	26.02	23.53	23.29	21.43	19.74
	住 宅 費	15.19	16.99	14.89	14.20	13.33	14.05	15.38	15.10	15.45	16.71	17.28	18.73	16.07
	被 服 費	7.87	8.50	8.12	6.88	7.53	7.29	7.73	8.00	7.63	8.80	8.62	8.80	9.25
	嗜好品總額	4.49	4.38	4.40	4.77	4.77	4.71	4.71	4.26	3.97	4.41	4.72	3.91	4.61
	內 酒 類	1.97	1.91	1.88	2.20	2.06	1.98	2.03	1.89	1.87	1.94	2.26	1.55	1.92
	內 煙草類	0.59	0.56	0.56	0.65	0.75	0.71	0.63	0.53	0.36	0.62	0.72	0.65	0.33

最近の調査は昭和8年8月に行はれた。これを比較することによつて縦の問題として諸経費が如何に變更したか比較し得るのであるが、本文を草するに間に合はず、ただ横の問題として給料生活者、労働者及び農業者の支出における比較と且諸他経費に對する夫々の比率を見て頂き度い。第一に氣附く點は3者平均して低收入の人程嗜好品總額の中酒類消費支出率が高く且給、農、勞のうち労働者及び農業者の酒類消費支出多額にして反對に被服費が低いことが發見せられる。殊に農業者

にあつての特異現象は酒と煙草への支出の比が前2者が2對1以上であるに反し農業者は3:1以下であることである。少くとも嗜好品費の1/2は酒類への支出費である。こは酒類がいに農村における必需的慰安的嗜好物であるかが判明する。餘談に亘るが給料生活者の被服費支出の多額なるは余が昭和6年頃日本醸協雑誌に「侈奢と酒造業」について論じ近代傾向として衣服に發見できる Emulation の心理を説明したが、こは飲酒への Counter Attraction と考へねばならぬ。

要するに前述の如き農産物價の暴落は遂に第62議會より救農臨時議會となり、匡救豫算内容は土木事業費8億圓、低利資金融通8億圓、合計16億圓の放出を敢てして險惡なる時局を匡救せんとした程である。此の如き時局にあつて唯一の嗜好品たる酒類も農村人口の口から遠逃くに至つたことは勿論である。農村物價は半落した、しかし酒税はそのまゝの40圓であつた。酒造業者は如何にして酒税を減少せしめるかが焦眉の急務であつた。茲に彼等は原料米の安價を利用して多量に原料米を使用する濃厚酒釀出又は4段掛けによつてか兩者何れかによつての割水敢行、かくして酒税を可能的に低減せしめんとしたのである。これ酒造業自ら生くる工夫でなくて何であるか。數字をあけるは恐縮であるが再度許して頂きたい。⁽⁹⁾

東京卸賣物價指數(大正2年1月=100、何れも1月の指數)

年次	總平均	穀物平均指數	其他食料品平均指數	清酒(2等品1駄)
大正14	228.2	204.2	256.7	92.50
昭和1	207.6	181.6	233.7	82.50
2	181.5	168.0	218.7	78.00
3	176.7	160.6	215.3	77.50
4	175.0	166.9	198.6	55.00
5	158.6	151.5	197.0	72.50
6	126.4	105.2	162.1	57.00
7	130.1	125.1	154.2	80.00

以上の數字の示す如く昭和元年を100とすれば昭和6年の物價指數總平均においてその6割、穀物平均指數は5割8分にしか當らぬ。物々交換ならば玄米1斗を以て月桂冠1升詰1本、繭1貫を以て並酒1升しか講入し得られぬといふ時世になつたのである。此の如き低物價と是に伴ふて相關的に増加高上せる酒税との缺狀差から苦惱せるものこれ酒造家に外ならなかつた。昭和9、10年の兩年に亘る米作の意外な大凶作は米價の昂騰となり且本秋初頭以來米國秋景氣の擡頭は生糸價格を釣あけるの原因となり比較的農産物價は高上したかに見え農家收入は増加せるやに見えるも、こは表面上の事象に止まり内部はその痛手極めて深刻なる一種の過渡期を現出しつゝある。酒造業また然りで、農産物昂騰は終局的には好條件となるも原料米價格の騰貴は過渡的な受難期を現出しつつある。

我國のみならず諸外國においても消費税殊に酒税はその重課の飽和點に達し寧ろ減税の必要あるを説く人さへある。余が曾て引用した英國內務省衛生局技師 VERNON 博士の如き飲酒問題の權威者もその1人である。東洋經濟新報はその最近號において増税方法の研究を諸家に訊したが、田川大

(10) 吉郎氏の如き禁酒論者は酒税 1 億圓増徴の餘地あり等と大雑束に言ふが、以下引用する阿部勇氏の⁽¹¹⁾論は傾聴するに足る何者かがあるだらう。「我が國においても日銀労働統計は再禁止後労働者の定額賃銀は本年 7 月迄に 11% 強の低落を(昭和 6 年平均基準)、實收賃銀でさへも約 1% の低下を示し、ずつと減退の傾向を見せてゐるのに、小賣物價指數は既に本年 9 月に入つては 14% の騰貴を告げてゐる。卸賣物價は 50% を越える騰貴率であるから小賣物價は向後なほ激騰を續けるものと見ねばならぬ。こは就業者數の増加といふ表面的景氣の反面に生活水準の深刻な低下を意味する。かやうな場合消費税の増徴は價格が獨占によつて支配せられぬ限り、結局生産物價格の引上げを招來し得ず、消費者は廉價な代用品を購ひ租税は全面的に消費者には轉嫁せられず、小生産者と共に負擔することとなり、生産は壓迫せられ、收税額も減退するわけである。日本酒の價格指數は昭和 6 年 12 月 10 日を基準として本年 9 月末には 115.2 を示してゐるが總指數が 150.8 であるから實質的には却つて 24% 低位にあるわけだ(三菱經濟研究所指數による)。かやうな場合には小造石者は消費者よりも尙悲惨な地位にあるだらう」。

かく考へる場合、ビールや高級酒に走る都會の上層者はともかく、中流以下の階級が焼酎に新日本酒に走ることも紙の如く棒の如き人絹製品に走るの理由は認められる。これら經濟的原因を考究せずして罪はお坊ツチャン酒造經濟にありと責めるは酷であらう。

(4)

以上説明せる如き外的原因の外に酒造業自體に胎生する弱點から發生せる原因がある。これは酒造業のみに止まらず、所謂中小商工業者を一貫して共通なる最大弱點即ち群小同業者多數にして生産統制、價格統制たるカルテル的獨占體に這込み得ないことに求められる。⁽¹²⁾

恐慌期に於ける消費税收入の變化(100 萬圓)

	昭和 3 年度決算	昭和 7 年度決算	減退率
酒 税	235.75	177.40	25
砂糖消費税	83.22	72.65	13
織物消費税	40.27	29.15	28
專賣局益金	177.20	177.90	

以上の數字が示す如く、專賣局益金の増加及び砂糖消費税の減少率の少いことは顯著である。「さうすれば茲に興味のある現象が見出せる。それは消費税收入はその生産に獨占の支配する場合には恐慌期においても減少が少く、或は却て増加する。こは何故酒税や織物消費税に比して砂糖消費税の減少率が甚だ少いかといふことを説明する 1 モメントたるであらう」。⁽¹³⁾同一酒税においても著減したるは清酒にしてビール、焼酎税は増加してゐるのである。即ち此の裏面にはビール及び焼酎業界を支配してゐる鞏固なカルテル組織を見透さねばならぬ。酒造業の不況の内的主因は群小釀家多くして右往左往互に角逐して舊態依然たるからである。四方氏や岩井氏の中央會總會における宣言が引合に出されるが、余は新式焼酎聯盟が現在の強固なカルテルを作つてゐる以上は少しの増税には

恐怖しなくともよいと思ふ。再度繰返すやうだが、下級労働者、農民にとって酒は砂糖以上の必需品であることは前記昭和6年の内閣統計局の家計調査書が立證してゐるところである。即ちより生活の必需品なる故獨占が支配する場合消費税の轉嫁は可能であり且收税額は減じない。このことが不可能となる時は何時であるかといへば、収入と支出の差を他のより緊切でない必需品の節減(例へば織物等)と尙不足の時は貯金を引出し猶足らぬ時は借金する、尙窮迫して節減不可能となり借金の仕末に困つた時始めて現出するのだ。これ等の點は何等かの機會で再論するが、結局酒造業窮乏の眞因は恐慌期における非カルテル的組織にあることに求められる。此の點に於いてビール業焼酎業のカルテル組織は他山の石であらねばならぬ。

(5)

酒税法が改正せらるべきか否かについては單純な素人觀しか持合せない余は、原氏の主張の論點に對し彼是批判し得ない。それ故その當否は別として原氏の酒類の分類法は酒精度數を樞軸として總て致酔飲料と見做して劃一單一化する。而して清酒においては酒精度とエキス度にそれぞれ一定税率を割賦し、酒造業者には酒精混和でも何んでしてもそれぞれ御好み次第の酒精度を調製せしめ得るやうにする。その理由は酒造家は原料酒供給者であり小賣業者はコクテール式販賣者又は酒精含有飲料製造者である現在の變態性を補正し、他面小賣業者のコクテール式清酒の方が時代の嗜好に適してゐる實情からだとせられる。即ち酒造業者の酒精含有飲料製造屋化、コクテール屋化だ。まづ原氏案が徴税技術上如何なる容易性を齎らすか又は困難さを招來するかは専門家に一任するとして西野喜與作氏が「古い税は良税なりといふ諺があるが租税政策には現状と傳統を或る程度尊重することが大局の利害上必要である⁽¹⁵⁾」と言つて居られる觀點から原氏案を検討してみる。

清酒の中に酒精を混和することは、日本人の傳統又は清酒への日本人の信頼を傷害するに至りはないか。日本人は割水しない生粋の酒に對し盲目的な憧憬を有つてゐるらしい。割水してあつても生酒ですと言ふと非常に珍重する。然るに酒精を混和し加水で増量すること酒造家の御好み勝手だとなつたら必らずや酒客連は落膽し遂には憤激するかも知れぬ。而して皆新清酒へと走るに至るであらう。かくして酒造家は高級品製造家以外軒並に破産だ。寡聞なる筆者は斷言できないが、これは味淋のやうに作つて水で倍にしたとか、酒精と藥品の調合ですと種明しをやつたら新清酒は如何であるか。又現在の新清酒はその大部分が清酒に擬和せられて販賣せられるといふが此の點昔酒精を混和したのが新清酒に代つたに過ぎぬのではなからうか。酒精混和時代は恐れ慄きつゝ混和したのが、新清酒になつてから半公然と安心して(但し顧客に喝破せられることからで取締當局に對してではない)やれるやうになつたの差ではなからうか。寧ろ原氏案の如き酒類の定義が劃一單一化された時小賣業者は現在以上コクテール屋に酒精含有飲料製造屋に躍進するであらう心配がある現在に數10倍した困亂が生ずるであらう。此の點は余は保守主義者でありたい。少くとも清酒への傳統的愛着と信頼だけは酒客をして失はざらしめ且幻滅感を感じさせたくない。

寧ろ余は酒類の分類法が再吟味せられるに至るは學術の進歩技術の向上の結果醸造技術が格段の整備を見た時酒類の定義がその進歩發達の桎梏となつた時であると思ふ。即ち酒類の分類法の陳套化狹隘化のため醸造工業の進展を停止束縛するに至つた時である。現代が然るや否や別として一例をあけると黒野博士の番酒醸造法、中村博士の冷凍濃縮法の如き新法を棚酒し物とする時である。現行酒税法の定義する清酒は主として原料によつて清酒を規定してゐるが、これ以外便法を設けて醱酵方法といふか手段といふか此の方面に驢足を延ばさしむるのである。ライス・ビール等此の如き例證となるかも知れぬ。ただし斯いふても、製成中に限つて査定後迄許容するのではない。原氏案の細い數字、宛然夢物語(Utopia)的數字には言ふ處はない。

(6)

以上を以て原氏のお坊ツチャン酒造家御叱りの言葉に對し辯明の辭とする。要するに酒造業はその缺陷を内在的に有し恐慌無對策であつたことが今日窮乏の因であることを繰返し述べたい。最後に東洋經濟新報社の經濟俱樂部で三角梧樓氏が「酒半專賣の提唱」といふ講演がある。抄録は同紙10年5月11日號に尙講演パンフレットも刊行されてゐる。此の方が原氏案より格段に優れてゐる。ついて讀まれよ。妄評多謝。(10、11、21誌)

文 献

- 1) 土方成美：租稅論講義、338頁。
- 2) 中川靜：廣告論、12頁。
- 3) 筆者：醸協雜、昭9、9號所載。
- 4) 東洋經濟新報、昭10、9、28號「米國は如何に恢復するか」。
- 5) "、昭10、1月附錄、世界經濟年鑑。
- 6)、9) "、昭8、1月附錄、物價20年。
- 7) 土方成美：經濟學論集、昭9、2號「昭和6年度における國民所得」。
- 8) 高野岩三郎：本邦社會統計論、238~272頁。
- 10)、11)、12)、13) 東洋經濟新報、昭10、10 26「増稅方法の研究」。
- 14) "、" 108頁。
- 15) "、" 115頁。